

緊急事態宣言の延長に伴う

ボランティア活動等の対応に関する考え方

社会福祉法人日高市社会福祉協議会
日高市ボランティアセンター

今回の緊急事態宣言の延長を受け、本会では、前回に引き続き、次のとおりボランティア活動や生活支援サービス、各種委託事業（以下「ボランティア活動等」という。）の活動休止等の要請を行うことといたしました。

以下にお示しする本会の対応をご参考いただき、皆さまの活動や取組の継続や休止の判断の一助としてください。

【実施期間】

令和3年2月8日(月)から令和3年3月7日(日)まで

【ボランティア活動等の対応】

1 休止する活動・取組

上記実施期間中については、本会（ボランティアセンター）が実施する下記の活動・取組について休止いたします。なお、皆さまの責任の範囲で取り組まれる活動につきましても、必要により自粛等の対応をお願いします。

- ① 会食を伴う活動
- ② 夜8時以降の外出と重なる活動
- ③ 傾聴ボランティアうさぎによる個人宅訪問の連絡調整
- ④ 「ひだまりっこ」によるグループ保育活動の連絡調整
- ⑤ ガイドヘルプによる外出支援の連絡調整
- ⑥ 当事者活動支援のための送迎ボランティア活動の連絡調整
- ⑦ 学校等における福祉教育プログラム支援

2 休止の検討を要請する活動・取組

- ① サロン活動（※ただし、公共施設を使用するもので、当該施設で定められたルールで実施されるものを除く。）
- ② 不特定多数の人の来場があるイベント等（※ただし、屋外のを除く。）

3 地域おたすけ隊について

地域おたすけ隊の活動については、通院等の生活支援を実施しており、一律に休止することによる影響を考慮し、居宅内における活動を除き、隊ごとに個別判断とします。（基本的には利用会員、協力会員双方の合意を前提としてください。）

- ① 居宅内の支援活動は休止（屋外の活動や、片付け等は個別に可否を判断）
- ② 自家用車等を使用した付き添い移送支援は、必要性等を勘案し、各隊の判断で実施

4 ファミリーサポート事業（市受託事業）について

ファミリーサポートについては、利用会員・協力会員双方の合意を前提とした活動であることから、一律に活動の休止を求めることはありません。

5 各団体で実施する会議（ミーティング）や講座、研修について

ルールに基づき実施されるものについては、一律に休止の対応を求めません。ただし、午後8時以降に外出を要するものや飲食を伴うものについては自粛をお願いします。

【その他】

- コロナ禍による活動自粛で、気を付けなければならないことは、「孤立や孤独」の問題であると考えています。
- 孤立や孤独が、身体機能や認知機能、心臓の不調、免疫系の働きの低下につながるとの報告があります。
- 皆様のつながりが途切れることのないよう、直接会わずともできる交流などについて、情報提供を進めてまいります。
- 社会福祉協議会・ボランティアセンターへお気軽にご連絡、ご相談ください。

【連絡・問い合わせ】

社会福祉法人日高市社会福祉協議会
地域福祉係 電話：042-985-9100